

菰野町 介護予防・日常生活支援総合事業費 単位数 サービスコード表

令和8年6月～

2 訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位	
種類	項目					
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合 (1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合 (2)生活援助が中心である場合 (3)短時間の身体介護が中心である場合	287	1回につき	
A2	2511	訪問型独自サービス22		(一)所要時間20分以上45分未満の場合		179
A2	2621	訪問型独自サービス23		(二)所要時間45分以上の場合		220
A2	1411	訪問型独自短時間サービス				163
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	高齢者虐待防止措置未実施減算 ロ 1月当たりの回数を定める場合 (1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合 (2)生活援助が中心である場合 (3)短時間の身体介護が中心である場合	-3	1回につき	
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(一)所要時間20分以上45分未満の場合		-2
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23		(二)所要時間45分以上の場合		-2
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間				-2
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21	業務継続計画未策定減算 ロ 1月当たりの回数を定める場合 (1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合 (2)生活援助が中心である場合 (3)短時間の身体介護が中心である場合	-3	1回につき	
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22		(一)所要時間20分以上45分未満の場合		-2
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23		(二)所要時間45分以上の場合		-2
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間				-2
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の10%減算	1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		所定単位数の15%減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		所定単位数の12%減算		
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	200 単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)	100 単位加算	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2)生活機能向上連携加算(II)	200 単位加算	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50 単位加算	50	1月1回限度
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I 1	ヘ 介護職員等処遇改善加算 (1)介護職員等処遇改善加算(I)イ (2)介護職員等処遇改善加算(I)ロ (3)介護職員等処遇改善加算(II)イ (4)介護職員等処遇改善加算(II)ロ (5)介護職員等処遇改善加算(III) (6)介護職員等処遇改善加算(IV)	所定単位数の 270/1000 加算	1月につき	
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算 I 2		所定単位数の 287/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II 1		所定単位数の 249/1000 加算		
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算 II 2		所定単位数の 266/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		所定単位数の 207/1000 加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算 IV		所定単位数の 170/1000 加算		

※ 菰野町では、月額包括報酬(「イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合」)の設定はありません。
 ※ 「ロ 1月当たりの回数を定める場合(A22411 A22511 A22621 A21411)」については月額包括報酬(3,727単位)の範囲内で所定単位数を算定します。